

第4次袋井市 男女共同参画推進プラン

令和3年度～令和7年度



令和3年3月
袋井市

プランの体系

多様な価値観を認め合い、誰もが多様な選択ができ、個性と能力を発揮できる社会を実現するため、このプランに基づき、市民、市民活動団体、事業者等と市（行政）が対等の立場で、互いの役割と責任を分担し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ります。

基本理念 1

男女の人権の尊重

基本理念 2

社会における制度または慣行についての配慮

基本理念 3

政策等の立案及び決定への共同参画

基本理念 4

家庭における活動と他の活動との両立

基本理念 5

国際的協調

〔全体目標〕

多様な価値観を認め合い、個性と能力を発揮できる社会の実現

〔基本目標〕

I あらゆる分野における女性の参画拡大



II ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる地域社会・経済社会の実現



III 安全・安心な暮らしの実現



IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備



〔基本方針〕

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

2 性別にとらわれず、多様な選択を可能とするための環境の整備（新）

3 地域と家庭における男女共同参画の推進

4 ジェンダーにとらわれず、誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備【重点】
女性活躍

5 職場と家庭における男性にとっての男女共同参画の推進（働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進）【重点】
女性活躍

6 ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援
DV対策

7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備【重点】

8 生涯を通じた健康支援体制の充実

9 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

基本目標の下マークはSDGs（エス・ディー・ジーズ）のロゴです。
「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。世界共通の17のゴール（目標）、目標ごとの169のターゲットから構成されています。

基本施策

基本方針１ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 1 市政、審議会等（行政分野）への女性の参画拡大
- 2 企業（事業所）や各種団体への女性登用の啓発と促進
- 3 学校や教育分野への女性の参画拡大
- 4 企業、地域等における女性リーダーの育成【新】

基本方針２ 性別にとらわれず、多様な選択を可能とするための環境の整備【新】

- 5 理工系女性人材の育成及び女子学生・生徒の理工系分野の選択促進【新】

基本目標Ⅰ	指 標 名	単位	現状値	中間目標値	目標値
成果目標	市の審議会等女性委員の割合	%	36.9	38.7	40.0
参考とする指標	市内事業所における女性管理職（課長相当職以上）の割合	%	10.2	13.0	15.0
	市職員（一般行政職）における女性管理職（課長相当職以上）の割合	%	9.6	13.0	15.0
	若者など市民を対象にした学習機会の実施回数	回	16	40	45

基本方針３ 地域と家庭における男女共同参画の推進

- 6 女性の視点に立った防災活動の推進・強化
- 7 性別による役割分担意識にとらわれない地域活動の推進

基本方針４ ジェンダーにとらわれず、誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備【重点】

- 8 女性活躍推進に向けた企業等への意識啓発や情報提供、人材育成【新】
- 9 農業や商工業等自営業における女性参画の推進
- 10 ICTの積極的な活用による働きやすい環境の構築【新】
- 11 ハラスメント（セクハラ・マタハラ等）の防止対策の啓発・推進
- 12 女性のキャリア形成と就業ニーズの実現に向けた支援

基本方針５ 職場と家庭における男性にとっての男女共同参画の推進（働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進）【重点】

- 13 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実
- 14 男性の家事・育児・介護への参画促進
- 15 男性中心型労働慣行による長時間労働等の見直し・生き方変革への支援

基本目標Ⅱ	指 標 名	単位	現状値	中間目標値	目標値
成果目標	市内事業所における男性の育児休業取得率	%	5.7	9.2	13.0
参考とする指標	自主防災隊長及び防災委員の女性役員の割合	%	26.1	33.3	50.0
	女性役員（会長・副会長・会計）がいる自治会の割合	%	5.7	8.0	10.0
	市内における「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数（県事業）	事業所	51	56	60
	市内事業所における特定事業主行動計画の策定率	%	19.8	22.0	24.0
	家族経営協定の締結数	件	14	14	14
	保育所等利用待機児童数	人	33	0	0
	市男性職員の育児休業取得率	%	0	7.0	13.0
	市男性職員の配偶者出産休暇取得率	%	85.7	100	100

基本方針6 ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援

- 16 DVなど女性に対する暴力根絶へ向けた対策の強化及び被害者の支援
- 17 性犯罪・性暴力等への対策の啓発・推進
- 18 各種相談体制の充実と関係機関との連携強化

基本方針7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備【重点】

- 19 ひとり親家庭及び生活上の困難に直面する困窮家庭等への支援の充実
- 20 高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備
- 21 外国人市民が安心して暮らせるための支援の充実
- 22 多様な性のあり方への理解の促進【新】

基本方針8 生涯を通じた健康支援体制の充実

- 23 生涯にわたる健康の保持・増進のための支援の充実
- 24 若い世代における性と心の健康に関する知識の普及と相談体制の充実
- 25 妊娠・出産にかかわる健康支援
- 26 誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の整備【新】

基本目標Ⅲ	指 標 名	単位	現状値	中間目標値	目標値
成果目標	家庭児童相談室への実相談者数	人	295	330	350
参考とする指標	DV保護率	%	2.7	1.7	0
	デートDVに関する授業を実施する学校数（高校含む）	校	—	2	4
	市内における性犯罪認知件数（強制性交等、強制わいせつ件数）	件	8	0	0
	ひとり親家庭自立支援給付金事業の支給件数	件	3	5	7
	多文化共生を推進するための講座数	件	12	13	15
	マタニティスクールの参加者数	組	95	120	120
	成人のスポーツ実施率（週1回以上）	%	57.8	62.0	65.0

基本方針9 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

- 27 広報活動における固定的な性別役割分担意識の解消
- 28 男女共同参画に関する調査及び情報の収集と提供
- 29 男女共同参画の視点に立った各種制度の見直し
- 30 男女共同参画の視点に立った学校教育、進路指導等の推進【新】
- 31 人権を尊重する教育・学習機会の充実
- 32 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ	指 標 名	単位	現状値	中間目標値	目標値
成果目標	性別による固定的な役割分担をすべきでないと思う人の割合	%	60.6	65.0	70.0
参考とする指標	男女共同参画関連講座等への参加者数	人	—	150	250
	広報・HP等における男女共同参画に関する情報提供件数	件	12	18	24
	人権文化創造講演会の参加者数	人	130	250	300



男女共同参画社会とは

誰もが性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を活かしながら、あらゆる分野で活躍できる社会です。

家庭では

- ・家族全員が互いに協力し合って、家事、子育て、介護などを行っている。

子育てでは

- ・子育て家庭にとって、多様なサービスが活用でき、安心して子どもを産み育てられる環境が整っている。



介護では

- ・必要に応じて、多様な介護サービスが活用でき、家族が協力して介護を行っている。



地域では

- ・自治会やPTAなどの地域活動において、男女が共に参画し、住みよい地域づくりをしている。
- ・性別や国籍を問わず誰もが防災などの地域活動に参画している。



学校では

- ・一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、互いの個性が尊重されている。
- ・個人の能力と適正に応じた進路指導が行われている。



職場では

- ・雇用において男女の均等な機会と待遇が確保されている。
- ・男女ともに、育児休業や介護休業が取りやすいなど、仕事と家庭生活のバランスの取れた職場環境が実現している。



それぞれの役割

市民の役割

- ・性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動に参加し、個々の役割を担いましょう。
- ・男女平等や男女共同参画などに関する講座や行事などに積極的に参加し、学んだことを実践しましょう。

地域の役割

- ・自治会などの地域活動で、「男だから、女だから」という意識にとらわれないよう心がけましょう。
- ・地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。

企業の役割

- ・募集、採用、昇進、給与などにおいて、性別を理由とした格差や差別をなくしましょう。
- ・就業時間中に一旦職場を抜ける「中抜け」など、子育てや介護と就業が両立できる仕組みの導入を検討しましょう。

市の役割

- ・男女共同参画に関する取組を、総合的・計画的に実施します。
- ・男女共同参画を推進するための体制と、環境の整備を行います。
- ・事業者の一員として、男女共同参画を率先して推進します。

具体的に、どうしたらいいの？

- ・地域や団体などで、男女が共に活動しやすい環境づくりを心がけましょう。

- ・性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを行ってはいけません。

- ・情報を発信する際には、男女共同参画の推進に配慮した表現にしましょう。

- ・事業者は、仕事と家庭生活を両立できるような職場環境を整えましょう。

第4次袋井市男女共同参画推進プラン【概要版】
令和3年3月発行

袋井市 総務部 協働まちづくり課
〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL 0538-44-3107 FAX 0538-43-2132
E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp